

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和元年12月期の支給割合

(ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.975月分（特定幹部職員にあっては、1.175月分）とすること。

(イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分とすること。

イ 令和2年6月期以降の支給割合

(ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（特定幹部職員にあっては、1.15月分）とすること。

(イ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。ただし、第1の2のアについては令和元年12月1日から、第1の2のイについては、令和2年4月1日から実施すること。